

# 沖縄県 LP ガス料金高騰支援事業 Q & A (第3期)

## 目次

基本的事項について . . . . .	1
申請について . . . . .	2
消費税について . . . . .	3
補助額について . . . . .	4
補助要件について . . . . .	5
実績報告について . . . . .	7
その他 . . . . .	8

令和6年4月23日

## 【基本的事項について】

Q1-1 LP ガス料金高騰支援事業の概要を聞きたい。

A1-1 LP ガス料金高騰の影響を受ける県内一般消費者等へ使用料金の値引き支援を行うことで負担軽減に繋げることを目的としています。値引き支援は、LP ガス販売事業者に対して値引き原資を補助することにより実施します。

Q1-2 支援額を聞きたい。

A1-2 対象期間が令和6年1月から5月までの5ヶ月となり、1月～4月は月額300円、5月は月額150円の値引きとなります。  
1戸につき最大1,350円の支援額となります。

Q1-3 支援の対象者を知りたい。

A1-3 支援の対象は、県内でLP ガスを消費する県民および事業者になります。  
ただし、工業用ガス、質量販売や行政機関は対象外となります。

Q1-4 第3期の値引きはいつ実施されるのか。

A1-4 令和6年6月請求分（5月使用分）から値引きを行います。

Q1-5 第3期のLP ガス料金の値引きの手続きを知りたい。

A1-5 手続きの流れは、概ね以下の通りとなります。

- ① 販売事業者において補助金交付の申請（4/15～5/10）
- ② 県からの交付決定通知（5月下旬）
- ③ 一般消費者の値引き実施（6月）
- ④ 販売事業者が実績報告の提出（7/1～7/12）
- ⑤ 実績額の確定（7月下旬）
- ⑥ 補助金の支払い（8月下旬）

Q1-6 第3期における請求の流れを知りたい。

A1-6 請求の流れは、以下の通りとなります。

- ① 販売事業者において補助金交付の申請（4/15～5/10）後、県からの交付決定通知（5月下旬）
- ② 概算請求書確認依頼メールが届いた後、内容に相違がないか確認の上、事務局へ返信（6/7～6/13） ※概算払い希望事業者のみ
- ③ 概算請求の支払い（6月下旬）
- ④ 販売事業者において実績報告書・検査データの提出（7/1～7/12）後、県からの確定通知（7月下旬）

- ⑤ 精算請求書確認依頼メールが届いた後、内容に相違がないか確認の上、事務局へ返信（8/5～8/9）
- ⑥ 精算請求の支払い（8月下旬）

※第3期からは事業所の押印が不要になりますので、紙媒体での提出は不要です。

## 【申請について】

Q2-1 紙での申請は可能か。

A2-1 原則は電子申請となりますが、電子申請が難しい場合は、紙媒体の申請書類をもとに代行入力も可能です。

Q2-2 FAXでの紙申請は可能か。

A2-2 FAXでの申請書類をもとに代行入力は可能です。

Q2-3 交付申請書（様式第1号）の「支援（値引き）対象戸数」はどのように見積もれば良いのか。

A2-3 できる限り実績に近い対象戸数の見積もりをお願いします。

Q2-4 補助金交付申請額は協力金も含めて申請してよいか。

A2-4 協力金は別途支給予定です。

現段階では、販売事業者からの申請は想定していません。

Q2-5 交付申請書（様式第1号）に記載する連絡先は代表者で良いのか。

A2-5 担当者の連絡先を記載してください。

Q2-6 交付申請書（様式第1号）等に押印は必要か。

A2-6 押印は必要ありません。

Q2-7 補助金の申請時期はいつが良いのか。

A2-7 4/15～5/10が申請期間となります。

Q2-8 交付決定通知は、申請して何日後に届くのか。

A2-8 値引きに支障が生じないように令和6年6月の値引き前に当たる5月末には通知する予定となっています。交付決定した際には、メール等でお知らせする予定ですので、ご確認ください。

- Q2-9 交付決定後に、実際の値引き額が交付決定額を上回る場合はどうするのか。
- A2-9 交付決定額を上回る額は支給できないため、実際の値引き額が交付決定額を上回る場合は変更承認申請が必要となります。交付決定額を下回る場合の変更は不要です。
- Q2-10 申請を営業所、支店ごとではなく、まとめて申請することはできるか。
- A2-10 まとめて申請することはできないため、支店や販売事業所ごとに複数回申請を行って下さい。交付申請では、会社名の後に支店名・販売事業所名も記入してください。
- Q2-11 複数の営業所の申請を一つのメールアドレスで登録することはできるか。
- A2-11 複数の営業の申請を同じアドレスで行うことが可能です。

## 【消費税について】

- Q3-1 当補助金は課税対象か。
- A3-1 課税対象ではありません。
- Q3-2 値引きは、税抜きの請求額と税込みの請求額のどちらの金額で処理するのか。
- A3-2 値引きは、税抜きの請求額から行います。値引き後に課税し、請求額を算出します。

(例) 料金（基本料金+従量料金）5,000円（税抜）で満額値引きの場合  
5,000円（税抜）－1,350円（値引き額）＝3,650円  
3,650円 × 1.1（消費税率）＝4,015円  
請求額（値引き後）：4,015円

- Q3-3 請求書等の表示が税込み金額でしか表示できないが、どうすればよいか。
- A3-3 あくまで消費税加算前の料金からの値引きが前提となります。請求書に税込みの表示し  
かできない場合は、値引き額についても税込み表示にしてください。最終的な請求額が  
上記税抜き価格の算出と同様になればよいです。ただし、販売事業者に交付される補助  
金額に課税分は含まれませんのでご注意ください。

(例) 料金（基本料金+従量料金）5,500円（税込）で満額値引きの場合  
5,500円（税込）－1,485円（税込み値引き額）＝4,015円  
請求額（値引き後）：4,015円

※表示の都合上、値引き額にも課税されていますが、販売事業者への補助金額に課税分は付加されません。上記例における補助金額は、1,485円ではなく、1,350円となります。

## 【補助額について】

Q4-1 5月使用分の従量料金がゼロの場合、補助対象額はいくらになるのか。

A4-1 当補助金は、従量料金と基本料金は区分していません。従量料金がゼロでも基本料金が発生している場合には、1月～4月は月額300円、5月は月額150円が補助額となります。※基本料金・従量料金がゼロでも契約実態があれば補助対象となります。

Q4-2 1月から4月までの従量料金がゼロ、5月に従量料金が発生し、請求額が基本料金と合わせて1,350円を下回った場合（例えば1,000円）の補助対象額はいくらになるのか。

A4-2 1,000円が補助額となります。また、1月から4月についても基本料金が発生していれば補助対象になります。

Q4-3 5月以前から契約しているが出張等で1月から4月分の利用額がゼロで5月使用分が1,350円を上回った場合の支給額はいくらになるか。

A4-3 1,350円となります。

Q4-4 令和6年1月（または同月以前）から契約しており、6月請求額が1,350円以上の場合、補助額はいくらになるのか。

A4-4 当補助金は基準日を毎月1日としていることから、供給契約日が1月1日か1月2日以降かで補助額が異なります。

- ① 供給契約日が1月1日（または同日以前）の場合、対象月が1月から5月までの5ヶ月間となるため、1,350円（=4ヶ月（1月～4月）×300円+1ヶ月（5月）×150円）が補助額となります。
- ② 供給契約日が1月2日以降5月末までの場合、対象月が2月から5月までの4ヶ月間となるため、1,050円（=3ヶ月（2月～4月）×300円+1ヶ月（5月）×150円）が補助額となります。

※供給契約日が2月以降の場合、上記①、②から経過月数分が減額になります。ただし供給契約日が令和6年5月2日以降となる場合は、補助額はゼロとなります。

Q4-5 協力金の金額を教えてください。

A4-5 販売事業者ごとに値引き件数に50円を乗じた金額を支給いたします。

※第3期より下限を16,500円（戸数330件未満は一律）で設定しています。

## 【補助要件について】

Q5-1 基本料金・従量料金・設備利用料は対象となるか。

A5-1 基本料金および従量料金は対象ですが、設備利用料分は対象外です。設備利用料が基本料金や従量料金に含まれている場合は、その分を差し引く必要があります。

Q5-2 県営・市営団地にある家庭は対象になるのか。

A5-2 補助対象は契約別となるので、供給契約が締結されている家庭は対象となります。

Q5-3 工業用ガスは対象となるのか。

A5-3 工業用ガスは対象外となります。

Q5-4 工場におけるシャワーや給湯での利用分は対象となるか。

A5-4 工業用契約であれば対象外となりますが、シャワー室や給湯室が別途一般用ガスとして契約されている場合には、当該部分に限り対象となります。

Q5-5 国や地方自治体の管理施設は補助対象外となっているが、公民館などの取扱はどうなるのか。

A5-5 契約者名が国や地方自治体であれば対象外となります。なお、公民館には自治会公民館、自治体公民館の所有・運営形態の違いがある点に留意が必要で、自治会公民館は対象となります。

Q5-6 自治体と民間で共同出資した第3セクターの施設や社会福祉協議会は対象となるか。

A5-6 契約者名が国や地方自治体であれば対象外となります。判断に迷う場合は、その都度、事務局へご相談ください。

Q5-7 補助対象外となる事例について、具体的に教えて欲しい。

A5-7 当補助金の趣旨は、LPガス料金の高騰の影響を受けている一般家庭や民間企業（工業用ガス除く）などを支援するものであり、国や自治体が直接運営している施設は対象外となります。

○ 対象外（国や自治体が設置管理者）

- ・ 公立病院／公立学校／上下水道
- ・ 消防団／消防出張所
- ・ 指定管理者
- ・ 国立療養所

- 対象（国や自治体が設置管理者とはならない）
  - ・私立学校（学校法人）／民間（動物）病院
  - ・農業生産法人／各種協同組合／土地改良連合会
  - ・介護施設／福祉施設／就労支援施設／社会福祉協議会
  - ・公営団地自治会／食堂／特定非営利法人／一般・公益財団法人／社団法人
  
- 要確認（設置管理者の確認）
  - ※設置管理者が自治体（市立、町立、村立）であれば対象外
  - ・保育園／児童館／公民館／構造改善センター／集落センター

判断が難しい場合は、念のため、請求先の代表者名義及び施設の所有者名義が国や自治体ではないかの確認をお願いします。

Q5-8 介護施設や医療施設は対象になるか。

A5-8 民間の介護施設や医療施設は対象になります。消費量が多いこれらの施設は、県の所管部署における別事業でも支援を行う予定となっています。

Q5-9 マンションなどに設置されているコミュニティガスは対象となるのか。

A5-9 供給契約が締結されていれば、対象となります。

Q5-10 料金を滞納している契約者は、対象となるか。

A5-10 5月使用分の利用料があり値引きが発生すれば、対象となります。ただし、滞納料金と値引き額を相殺することはできません。

Q5-11 交付決定後に対象戸数を追加してもよいか。

A5-11 できる限り実績に近い対象戸数を見積もってください。交付決定後、対象戸数が増える場合は、変更申請を提出する必要があります。

Q5-12 補助の条件である「値引き額」及び「当該値引きは県支援による値引き額」の検針票等への記載は（ひな形のとおり）二段に分けて記載しなければならないのか。

A5-12 検針票等への記載の仕方については、「値引き額」や「県支援による値引き」であることが消費者等に伝わるような表現があれば、形式は問いません。

Q5-13 文字数が多くて、システムで対応できない場合もあるため、請求書に記載する文言は、簡略化しても構わないか。

A5-13 「値引き額」及び「当該値引きが県支援に基づくものである」旨が一般消費者等へ伝わるような文言であれば省略可となります。

- Q5-14 一事業所で複数メーターが設置されている場合の申請はどうなるのか。
- A5-14 補助の単位は契約ベースとなるので、1メーター、1契約であれば契約数の分の申請は可能です。
- Q5-15 令和6年5月以前に退去した家庭などは対象となるのか。
- A5-15 令和6年5月1日までに供給契約が締結されていること、交付決定がされていること、6月請求分として値引きが明示されていることなどの条件を満たしていれば対象となります。
- Q5-16 転居した場合など、割引が受けられない場合があるが、「割引されるはずなのにされていない」などのクレームが発生しないように、広報で割引適応外になるケースについて、説明を掲載する予定か。
- A5-16 補助対象外になる事例については、事務局ホームページ等により周知する予定です。
- Q5-17 5月利用分の請求について、検針日が6月に入ってからの場合、検針日迄の6月の利用分も請求額に含まれるが、5月利用分として考えてよいか。(検針日が月末でない場合が多くあり、厳密に5月分の使用料金を算出することができないため。)
- A5-17 当該販売事業者の設定する期間での6月請求分(5月使用分)として整理され、実態が資料上確認できれば問題ありません。
- Q5-18 5月途中で退居し、請求が済んでいる場合、値引きせずに請求した分を後から値引き額を返金する形で申請することは可能か。(5月中には、請求書のシステムの改修が間に合わないため、一旦値引きせずに月の途中で清算することになるため。)
- A5-18 交付申請書を提出して、交付決定された日以降でなければ一般消費者等への値引き通知を行うことができません。交付決定後に退去した場合は、6月請求分として資料上確認でき、なお且つ請求書、検針票、領収書に「県支援額や当該値引きは県支援に基づく」旨の記載が必要になります。
- Q5-19 値引き分と差し引きして請求書の金額が0円になる場合も利用者への請求書の発行は必要か。
- A5-19 値引きが発生していることを知らせる必要があるため、請求書の発行は必要です。

## 【実績報告について】

- Q6-1 実績報告書の提出期限はいつまでか。
- A6-1 7月末頃が提出期限となる予定です。

Q6-2 請求書の発行を外部の企業に委託しているため、販売事業者には請求書が保管されていない。委託している企業から提供される請求書のデータを保管することで請求書の写しとして代用できるか。

A6-2 正しく（実績報告書の関係書類の）契約者別一覧表の作成ができれば問題ありません。ただし、検査の際、複数の請求書の写しを提出してもらう必要があります。

Q6-3 実績報告書の添付書類は、どのような形式のデータとなるか。

A6-3 Excel形式のデータを使用して提出して頂くこととなります。様式について事務局ホームページへも掲載予定です。

Q6-4 数年前に契約はしているが契約日が確認できない一般消費者等について、実績報告でどのように記載したらよいか。

A6-4 当初契約日が把握できなくても、契約実態を把握できている時点を記載してもらえれば問題ありません。

Q6-5 請求書データの保存が6月末までしかできないので、請求書の写しを提出する検査対象を早めに教えてほしい。

A6-5 実績報告は提出された順で確認することを想定しており、できる限り早期にお伝えできるようにします。

Q6-6 実績報告の中から沖縄県の検査対象となるのは何件くらいか。

A6-5 検査対象者は事業者の契約者数の規模に応じて実施します。

1,000戸未満：5件、

1,000戸以上10,000戸未満：10件、

10,000戸以上：20件となります。

## 【その他】

Q7-1 顧客の要望で複数の契約の請求書をまとめて合算で出している場合があるが、値引き費用の記載は、合算でよいのか。契約ごとに別々に出す必要があるか。

A7-1 実績報告書（様式第4号）に添付する関係書類として契約者別の一覧表を作成することになります。

Q7-2 電子申請を行った後、コールセンターの担当者はその申請内容がわかるのか。

A7-2 システムの情報を確認できるので、審査の進捗などを問合せすることができます。

Q7-3 実施対象の事業者は公表するのか。

A7-3 事務局ホームページで交付金の対象事業者の一覧を掲載する予定です。

Q7-4 一般消費者は、値引きをどのように確認すればよいのか。

A7-4 販売事業者からの請求書等に「沖縄県の支援により〇〇円値引きされている。」旨が記載されるので、そちらを確認していただきます。

Q7-5 一般消費者への支援金の広報はいつから行うか。

A7-5 5月末から行う予定です。

Q7-6 一般消費者への周知や問い合わせの対応はしてもらえるのか。

A7-6 県の広報、新聞広告、専用サイト等での周知を予定しています。また、問い合わせも事務局で対応可能です。

Q7-7 保管する請求書は何月分か。

A7-7 6月請求分の請求書を保管してください。

Q7-8 帳票は5年保存とあるが、データでの保存で構わないのか。

A7-8 基本的に紙保存をお願いしていますが、紙保存が難しい場合はデータの保存でも構いません。県から検査の要請をした際に、該当の帳票を印刷して提出できるようにしてください。

Q7-9 請求書を感じ紙で控えていて、5年間の保存に耐えられないがどうしたらよいか。

A7-9 5年間の保存期間に耐えられるように普通紙にコピーするなどして対応してください。

Q7-10 交付金の口座への振込はどのような名称で行うか。

A7-10 「オキナワ ケン シライ」での振込となります。